

ピックアップ 市政情報

開発許可の権限が 市に移譲されます

4月より都市計画法で規定する開発許可に関する事務が県から移譲されます。
次に掲げる事務などは、市が行うこととなります。

市が行う主な事務

- ・ 開発行為に対する許可
- ・ 工事完了公告前における建築等の承認
- ・ 開発登録簿の写しの交付
- ・ 開発行為または建築に関する証明書(60条証明)の交付

基準日

4月1日以降に行う申請が対象となります。

既に開発許可を受けている開発行為についても、その後の手続きは県に代わって市が行うこととなります。

公共施設等の引受基準

今回の移譲に伴い、開発行為における新設する道路などの公共施設の引受基準の見直しを行いました。

詳しくは左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

都市計画課計画係
☎(55)51208

下水道への早期接続を お願いします

4月1日に供用開始する区域は次のとおりです。

供用区域内にお住まいの方は、下水道に接続する工事をされるようお願いいたします。

4月1日供用区域

- ▽二本松処理区
- 茶園一丁目の一部
- …約1・9ヘクタール

◎問い合わせ先

下水道課下水道管理係
☎(55)5138

生活道路舗装事業の 申請受付

この事業は、道路を利用される皆さまから一定の負担(分担金)をいただいで、市が管理する道路のうち家屋に通

ずる幅員2m以上の未舗装道路を舗装するものです。

今回の申請受付は、平成28年度事業分となります。

分担金

認定市道・農道・林道

…事業費のうち15%

その他の公衆用道路

…事業費のうち50%

申請方法

事業を希望される方は、地元行政区長の同意を得た上で、申請書を9月末日までに土木課(市役所2階)、各支所または各住民センターへ提出してください。

詳しくは、左記までお問い合わせください。市ウェブサイトをご覧ください。

◎問い合わせ先

土木課監理係
☎(55)5123

農用地利用計画 変更申出の受け付け

農地に住宅や駐車場、工場や資材置場、農業用施設等を建設する場合、農用地利用計画の変更手続きが必要です。

市では、年3回の変更申出(除外、編入、用途区分の変更)の受け付けを行っています。

提出書類(正副各2部)

※副本はコピー可

- ① 変更申出書(様式は農政課および各支所産業建設課で受け取るか、市ウェブサイトからダウンロード)
- ② 位置図(住宅地図等)
- ③ 公図の写し(縮尺を記入)
- ④ 登記事項証明書(登記簿謄本の写し)
- ⑤ 土地利用計画図(建物または施設等の面積、位置および施設物間の距離を表示)
- ⑥ 用排水計画図(取水および排水の経過を示す図面)
- ⑦ 法人登記簿謄本、定款(事業計画者が法人の場合)
- ⑧ その他参考となる資料等

提出場所

農政課(市役所2階)または各支所産業建設課

注意事項

変更を希望する農振農用地は法律要件(農振法第13条第2項)の全てを満たす土地で、農地転用許可、開発許可および建築確認が得られる場合に限り、変更申出をされても全てが認可されるとは限りません。

申請締め切り

5月末、9月末、1月末(末日が休日の場合はその前日)の年3回

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日を除く。

提出場所

農政課(市役所2階)または各支所産業建設課

注意事項

変更を希望する農振農用地は法律要件(農振法第13条第2項)の全てを満たす土地で、農地転用許可、開発許可および建築確認が得られる場合に限り、変更申出をされても全てが認可されるとは限りません。

農地転用を予定される方は、事業計画の早い段階でご相談ください。

◎問い合わせ先

農政課総合農政係
☎(55)5116

消防団春季検閲

部隊訓練等に励む団員の勇姿をご覧ください。



日程 4月26日(日)

▽観閲 午前9時00分～
針道字町地内

▽式典・訓練(観閲終了後)

カントリーパークとうわ

※雨天時は、すばしく東和で式典のみ行います。

◎問い合わせ先

生活環境課市民生活係
☎(55)5102